

茨城県の健康経営認定制度

— 2026年度の申請が始まりました —

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

1. 「いばらき健康経営推進事業所認定制度」について

茨城県では『県民が日本一幸せな県』の実現に向けて、県民の健康寿命日本一を目指す「いばらき健康寿命日本一プロジェクト」に取り組んでおり、その一環として生まれたのが「いばらき健康経営推進事業所認定制度（以下「県制度」）」です。

茨城県では現在、働く世代のメタボリックシンドローム該当者の割合が全国平均と比較して高いという健康課題を抱えています。そこで県は、従業員の健康に配慮した取り組みを実施している企業を「いばらき健康経営推進事業所」として認定することで、働く世代の健康増進を促しています。県制度は2018年からスタートし、2026年5月31日現在、570団体が認定されています。

全国健康保険協会茨城支部（以下「協会けんぽ」）は、県制度が始まった2018年度に茨城県と「健康経営の推進に関する連携協定」を締結し、県制度の企画・推進において、茨城県と連携して取り組んでいます。

協会けんぽ加入事業所では、本誌の6月号で紹介した協会けんぽの「健康づくり推進事業所認定制度（以下「協会制度」）」の認定を受けることが県制度申請の前提条件となっています。

県制度の2026年度の申請期間は、6月8日から12月31日までです。協会制度の認定取得がお済みでない事業者でも十分間に合います。協会けんぽでは県制度の申請もサポートしておりますので、この機会に両制度の認定を取得してはいかがでしょうか。

2. 県制度の認定を受けた事業者のメリット

県制度の認定を受けることによるメリットとしては、次のようなものがあげられます。

①求人におけるメリット

ハローワークの求人票に県制度の認定企業であることを記載することができます（求人票作成時に認定者の方が記入する必要があります）。また、茨城県が主催する就職面接会などへの参加企業を選定する際に優遇されます。

②事業資金融資面におけるメリット

県内金融機関（筑波銀行・常陽銀行・茨城県信用組合・水戸信用金庫）で用意している、県制度の認定事業者向けの金利優遇プランを利用することができます。また、茨城県信用保証協会が用意している信用保証料優遇プランへの申込も可能です（詳しくは、各金融機関および茨城県信用保証協会にお問合せください）。

③外部への企業紹介におけるメリット

県制度の認定を受けた事業所は、認定者一覧として茨城県のホームページに公開されます。また、認定事業所のなかでも特に優れた取り組みについては、事例紹介としてホームページ上に公開され、優良企業としての印象を広くPRできます。

また、県制度のロゴマークを使用することができ、名刺やホームページ等に記載することで、健康経営に取り組んでいる企業であることをPRできます。

④入札参加におけるメリット

茨城県建設工事入札参加資格審査において、評価点数の加点を受けることができます（詳しくは茨城県土木部監理課建設業担当ホームページをご確認ください）。



いばらき健康経営
推進事業所

いばらき健康経営推進事業所ロゴマーク

いばらき健康経営推進事業所認定制度 認定の流れ

ステップ 1

■ 「健康宣言」の実施

- ①協会けんぽ加入事業所は、「健康づくり推進事業所宣言書」を協会けんぽへ提出し、認定を受けてください(申請は随時行っております)。
- ②協会けんぽ加入事業所以外の方は、加入している健康保険の保険者が実施する健康経営に関する制度がある場合は、当該制度の認定を受け、認定書等の書面を受領してください。
- ③上記①、②に該当しない場合は、健康経営に取り組むことを事業所内外に宣言する書面を作成してください。

ステップ 2

■ 申込フォームによる申請

茨城県ホームページ内「いばらき健康経営推進事業所の認定に係る各手続き」の「新規申請フォーム」より申請を行ってください。申請期間は、2026年6月8日から12月31日までです。

【必要書類】

- ①ステップ1の健康宣言を行っていることを証する書面(協会けんぽの健康づくり推進事業所宣言書など)
- ②各事業所における定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約
- ③「元気アップ!りいばらき」の団体ID
- ④その他認定に関して必要な書類(必要な場合は担当者より連絡があります)

ステップ 3

■ 認定審査・認定書の交付

申請内容に基づき茨城県が所定の審査を行い、適正と認められた場合は認定証が交付されます。

【認定審査】 第1回 2026年9月・第2回 2026年11月・第3回 2027年2月

【認定書交付】 第1回 2026年10月・第2回 2026年12月・第3回 2027年3月

認定後

■ 認定の更新

本認定制度は各年度ごとの認定となっており、引き続き認定を希望する場合は、受付期間内に、茨城県ホームページ内「いばらき健康経営推進事業所の認定に係る各種手続き」の「実績報告フォーム」による報告が必要となります。今年度の受付期間は、2026年8月1日から9月30日までです。

主な認定基準

1. 必須達成項目

- ①自身の企業・事業所における健康宣言についての明文化並びに社内外への周知
- ②経営者自身の年に1回の定期健診受診
- ③企業(事業所)内における健康づくり担当者の設置
- ④保険者に対する40歳以上の従業員の健診データの提供
- ⑤アプリ『元気アップ!りいばらき』を活用した取り組み(団体ID取得必須)
- ⑥受動喫煙防止対策に関する取り組みの実施

2. 以下のうち1つ以上の項目について達成していること(選択必須)

※50人以上の事業所は④を含む2つ以上の項目達成

- ①従業員全員に対するの定期健診受診(実質100%)
- ②被扶養者向け特定健診の受診率向上に向けた取り組み
- ③要再検査者、要精密検査者への受診勧奨の取り組みの実施
- ④労働安全衛生法の定めに基づいたストレスチェックの実施(50人以上の事業所は達成必須)
- ⑤従業員に対するがん検診受診の指導の実施
- ⑥健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の策定

3. 以下のうち2つ以上の項目について達成していること(選択必須)

- ①保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み
- ②従業員の定期的な健康・生活習慣チェックに関する取り組み
- ③従業員の食生活改善に向けた取り組みの実施
- ④従業員の運動機会の増進に向けた取り組みの実施
- ⑤歯と口腔の健康管理を促す取り組みの実施
- ⑥女性従業員の健康保持・増進に向けた取り組みの実施
- ⑦従業員の感染症予防に向けた取り組みの実施
- ⑧長時間労働者への対応に関する取り組みの実施
- ⑨不調者への対応に関する取り組みの実施

4. 任意達成項目

- ①管理職又は一般社員に対する健康教育機会の設定、情報の発信
- ②従業員の健康管理に関する適切な働き方実現に向けた環境整備
- ③従業員間のコミュニケーション促進に向けた取り組みの実施
- ④(3-⑨以外で)病気の治療と就業の両立の促進に向けた取り組みの実施

